

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内伝統的工芸品産業の組合等が、その所属する製造業者の販路開拓と魅力発信を目的とした有償の映像制作講座へ参加、又は講師を招いて映像制作講座を開催するための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）第2条第3項または長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日付57工第30号。以下「県要綱」という。）第5に基づく指定を申し出た事業協同組合等及び団体をいう。

(2) 製造業者 伝産法第2条第4項の規定による伝統的工芸品の指定又は県要綱第5の規定による県伝統的工芸品の指定を受けている、かつ組合等の構成員である当該産地の法人及び個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす組合等とする。

- (1) 映像を用いたSNS等での発信について今後意欲的に取り組んでいく予定であること。
- (2) 県税に係る徴収金を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる講座（以下「補助対象講座」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 製造業者の映像制作スキル向上を目的とする講座であること。
- (2) 交付決定日が属する年度の2月末日までに講座が終了すること。
- (3) 当該講座において、国、県その他公的機関から同様の補助金を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象講座がその予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告し、指示を受けること。
- (2) 補助金の概算払いは行わないこと。
- (3) 補助対象講座に関する費用を労働者に負担させないこと。
- (4) 補助対象講座に要する経費については、その経理を明らかにした書類を整備し、補助対象講座を完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならないこと。

- (5) 補助対象講座の終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (6) 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。

(交付申請及び決定)

第7条 規則第3条第1項の規定による申請書は、伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとし、補助金の交付を受けようとする組合等は、講座が開始される日の2週間前までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(事前着手)

第8条 補助金の申請者が、補助金の交付決定前に着手(講座の申し込み、講師の確保等)をするときは、伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金事前着手届(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(変更申請)

第9条 交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事に伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

- (1) 補助対象講座の内容を変更する場合
- (2) 補助対象経費の合計額が増加する場合
- (3) 補助対象経費の合計額が2割以上減少する場合

- 2 知事は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認する旨又はしない旨の決定をし、申請者に通知するものとする。

(事業の中止又は申請の取下げ)

第10条 交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に様式第4号を提出しなければならない。

- (1) 補助対象講座を中止するとき
- (2) 第3条及び第4条に定める要件を満たさなくなったとき

- 2 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、補助金交付決定の通知を受理した日から起算して14日以内に、知事に伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金中止(申請取下げ)届出書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(実績報告書及び補助金の額の確定)

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金実績報告書(様式第5号)のとおりとし、補助対象研修が終了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の額の確定を行い、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 12 条 第 11 第 2 項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者が、補助金の支払いを受けようとするときは、伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金（様式第 6 号）による請求書を知事に提出しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助講座の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。

(別表) (第 5 関係)

補助対象 経 費	次の 1 又は 2 の経費。 1 補助対象者が、第 4 条に規定する補助対象講座に参加する際の経費で次に掲げるもの。 (1) 受講料 (2) 講座で使用する教材費 2 補助対象者が、第 4 条に規定する補助対象講座を自らの事業所内等で企画・開催する場合の経費で次に掲げるもの。 (1) 講座講師に係る謝金及び旅費 (2) 講座で使用する教材費 (3) 講座開催のための会場費 ※ 講座は、オフライン、オンラインを問わない。 ※ オンラインによる研修に必要なパソコンや周辺機器の整備費、通信費等は対象としない。 ※ 講座受講者の交通費、食費及び宿泊費等は対象としない。
補 助 率	10/10
補助金の 限度額等	1 組合等あたり総額 300,000 円とする。 なお、上限額に達するまでは複数講座の申請であっても交付決定するものとする。

(様式第1号)

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒 -

名 称

代表者名

標記補助金について、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費及び交付申請額

対 象 経 費	円
交 付 申 請 額	円

2 補助対象経費の内訳

区分	金額	積算等
【合計】		

3 事業計画

講座名	
主催者	
講座実施期間	
受講者(※)	
講座の目的・概要	

(※) 外部機関等が主催する講座を受講する製造業者の名称、受講人数、又は自らの事業所内等で企画・実施する講座への参加が見込まれる製造業者の名称、人数を記入してください。

【添付書類】

- ・別紙誓約書
- ・補助対象講座の募集パンフレット又はホームページのハードコピー等、内容・費用がわかるもの
- ・組合等および講座参加製造業者の概要（名称、住所、労働者数等がわかるもの）
- ・未納の県税徴収金がない旨が記載されている証明書の写し（発行から3か月以内のもの）

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者名	

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 誓約書

年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒

名 称

代表者名

標記補助金の申請にあたり、以下の事項を誓約します。

- (1) 補助事業の執行にあたっては、伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金交付要綱及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 県内の伝統的工芸品の組合等であること。
- (3) 県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (4) 映像を用いたSNS等での発信について今後意欲的に取り組んでいくこと。
- (5) 補助対象講座に要する費用を労働者に負担させないこと。

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者名	

(様式第2号)

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 事前着手届

年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒

名 称

代表者名

標記補助金を要望する事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。
なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 講座名及び概要

2 事前着手の理由

3 着手及び完了予定年月日

(1) 着手年月日 年 月 日

(2) 完了予定年月日 年 月 日

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者名	

(様式第3号)

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 変更交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒

名 称

代表者名

年 月 日付け長野県指令 産技第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容及び理由

2 変更交付申請額

対象経費	円
交付申請額	円

※対象経費及び交付申請額は、いずれも変更後の金額を記載すること。

【添付書類】

- ・ 補助対象講座の募集パンフレット又はホームページのハードコピー等、内容・費用がわかるもの

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者名	

(様式第4号)

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 中止（申請取下げ）届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒

名 称

代表者名

年 月 日付け長野県指令 産技第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり中止（申請取下げ）をしたいので届け出ます。

記

中止（申請取下げ）の理由

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者名	

(様式第5号)

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 実績報告書

年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒 -

名 称

代表者名

年 月 日付け長野県指令 産技第 号で交付決定を受けた伝統的工芸品産地魅力発信支援事業補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助対象経費及び交付申請額

対 象 経 費		円
交 付 申 請 額		円

2 補助対象経費の内訳

区 分	金 額	積 算 等
【合計】		

3 事業実績

講座名	
講座主催者	
講座実施期間	
受講者	
講座内容の概要	
<p>講座の成果</p> <p>参加製造業者が YouTube 向け映像の作成スキルを取得、受講後の PR の展望等</p>	

【添付書類】

- ・修了証、研修費・教材費の領収書等の講座を受講したことがわかるものの写し。
- ・又は、自らの事業所内等で企画・実施したときは、実施の様子を撮影した写真、企画書。

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者名	

(様式第6号)

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 交付請求書

年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒 _____

名 称 _____

代表者名 _____

年 月 日付け長野県達 産技第 号で補助金の額が確定されました標記補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 交付請求額 金 _____ 円

2 振込先口座（申請者名義のものに限ります。）

金融機関名 _____

本支店名 _____

口座種別 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

(フリガナ) (_____)

電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者名	

